

令和3年度 第1回横浜市男女共同参画審議会

令和3年7月29日(木)
午後14時～16時
市庁舎18階 みなと1・2・3

次 第

開 会

- ・政策局女性活躍・男女共同参画担当部長あいさつ
- ・委員の自己紹介
- ・横浜市男女共同参画審議会について

資料1

議 事・ 報 告

- 1 会長の選任について
- 2 第5次横浜市男女共同参画行動計画について(報告)
- 3 第4次横浜市男女共同参画行動計画に基づく施策の実施状況
- 4 よこはまグッドバランス賞認定委員会について(報告)
- 5 横浜市男女共同参画貢献表彰の選考について(報告)

資料2

資料3

資料4

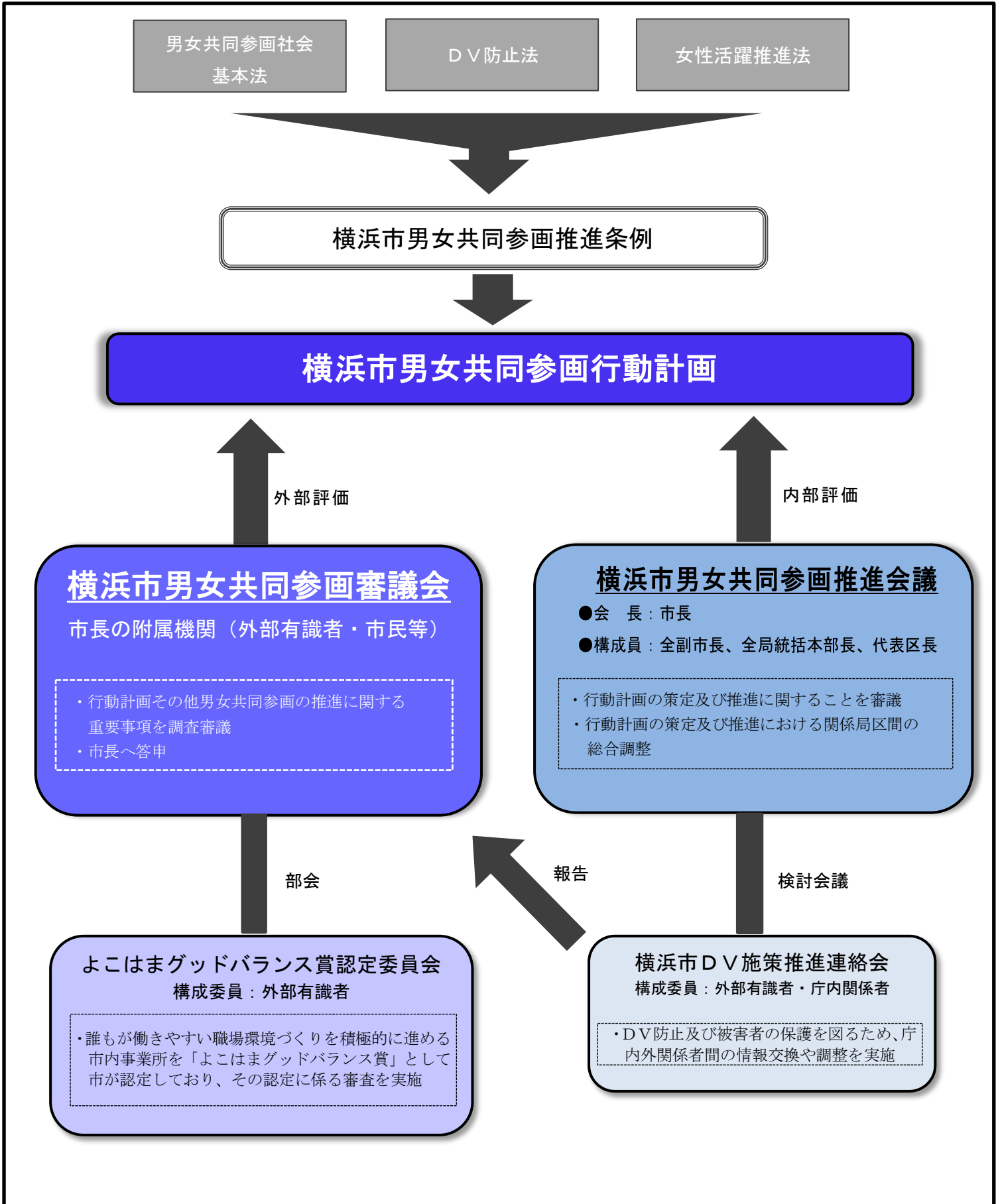
資料5

情報提供

- 6 その他

閉 会

横浜市の男女共同参画推進体制



第5次横浜市男女共同参画行動計画（本冊子）

下記リンク先より参照ください

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/danjo/keikaku/kodokeikaku/dai5jikeikakusakutei.files/zentai.pdf>

第5次横浜市男女共同参画行動計画（概要版）

下記リンク先より参照ください

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/danjo/keikaku/kodokeikaku/dai5jikeikakusakutei.files/gaiyou.pdf>

取組分野Ⅰ 指標

取組分野Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍

重点施策Ⅰ 働きたい・働き続けたい女性への就業等支援					
	成果指標	目標値	計画策定時	達成度	根拠・出典
				R3. 3末時点	
1	市内企業及び市役所の管理職(課長相当職以上)に占める女性割合	30%	市内企業 13.5% (25年度)	17.2% (R2年度)	※数値は令和2年度「男女共同参画に関する事業所調査」(横浜市)のもの
			市役所 13.0% (26年度)	18.1% (R3.4.1現在)	
	活動指標	目標値	計画策定時	達成度	根拠・出典
	R3. 3末時点				
	市内企業における従業員女性割合(正社員)	50%	28.6% (25年度)	33.2% (R2年度)	※数値は令和2年度「男女共同参画に関する事業所調査」(横浜市)のもの
市役所における女性職員の係長昇任試験受験率	50% (31年度)	16.1% (26年度)	21.9%		
2	成果指標	目標値	計画策定時	達成度	根拠・出典
	R3. 3末時点				
	横浜市附属機関の女性参画比率	50%	40.4% (27年度)	40.4% (R3.4.1現在)	
	活動指標	目標値	計画策定時	達成度	根拠・出典
R3. 3末時点					
女性割合40%未満の附属機関数(3人以下の附属機関を除く)	0機関	48機関 (27年度)	51機関 (R3.4.1現在)		
3	成果指標	目標値	計画策定時	達成度	根拠・出典
	R3. 3末時点				
	25-44歳の女性有業率	73%	① 25-29歳 73% ② 30-34歳 59% ③ 35-39歳 63% ④ 40-44歳 65%	①25-29歳 80% ②30-34歳 73% ③35-39歳 63% ④40-44歳 71% (29年度)	数値は平成29年度「就業構造基本調査」(総務省)のもの
	関連指標	目標値	計画策定時	達成度	根拠・出典
	R3. 3末時点				
	市内企業における男女別平均勤続年数の差			2.0年 (男性11.8年、 女性9.8年) (R2年度)	※数値は令和2年度「男女共同参画に関する事業所調査」(横浜市)のもの
	活動指標	目標値	計画策定時	達成度	根拠・出典
	R3. 3末時点				
	保育所待機児童数	0人	20人 (26年度)	16人 (R3.4.1現在)	平成29年度までは旧定義、平成30年度より新定義で集計
	放課後19時までの居場所づくり				
	放課後キッズクラブの整備率	全校 (31年度)	26.0% (25年度)	100%	数値は「子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～平成31年度)のもの
	必要な分割・移転を終えた放課後児童クラブの割合	100% (31年度) ※分割・移転を終えた全クラブ	8.0% (25年度)	98.7%	
	ワークライフバランスに取り組んでいる企業の割合	40%	28.1% (25年度)	49.9% (R2年度)	※数値は令和2年度「男女共同参画に関する事業所調査」(横浜市)のもの
	就労支援の件数	12,500人 (5か年累計)	2,297人 (25年度)	18,439人	横浜市就職サポートセンター 横浜市男女共同参画センター の事業における就労支援の件数
4	成果指標	目標値	計画策定時	達成度	根拠・出典
	R3. 3末時点				
	女性起業家支援による創業件数	170件 (5か年累計)	109件 (22-25年度実績)	182件	女性起業家支援(IDEC・女性起業UPルーム)による創業件数
	活動指標	目標値	計画策定時	達成度	根拠・出典
R3. 3末時点					
起業・経営相談件数	5,700件 (5か年累計)	1,491件 (26年度)	5,847件	女性起業家支援チーム及び女性起業準備相談への相談件数	
	女性起業家向けのセミナー等の回数	145回 (5か年累計)	29回 (26年度)	144回	経済局・男女共同参画センターが開催する女性起業家向けセミナーの件数

第4次横浜市男女共同参画行動計画 指標進捗状況（令和2年度）

取組分野Ⅱ 指標

取組分野Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

重点施策Ⅱ 困難な立場にある男女への支援					
	成果指標	目標値※1	計画策定時※2	達成度	根拠・出典
				R3. 3末時点	
1	ひとり親家庭の就労者数	1,900人 (26年度から31年度 までの6か年累計)	303人 (26年度)	2,554人	数値はひとり親サポートよこはま及び ジョブスポットを利用したひとり親で就職 に結びついた数
	関連指標	目標値	計画策定時	達成度 R3. 3末時点	根拠・出典
	児童扶養手当受給者数	/	20,869人 (26年度)	17,594人	
	活動指標	目標値	計画策定時	達成度 R3. 3末時点	根拠・出典
	ひとり親家庭等自立支援事業 利用者数	5,300人 (31年度)	5,137人 (26年度)	5,117人	
	男女共同参画センターにおける ひとり親就労支援事業の 利用者数	350人 (5か年累計)	12人 (26年度)	365人	
	成果指標	目標値	計画策定時	達成度 R3. 3末時点	根拠・出典
2	夫婦間における次のような行為 を暴力と認識する人の割合 ①【精神的暴力】交友関係や電 話を細かく監視する ②【経済的暴力】必要な生活費を 渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	100%	① 32.2% ② 53.7% ③ 52.6% (26年度)	①48.0% ②64.1% ③68.1% (R2年度)	※数値は令和2年度「横浜市男女共同 参画に関する市民意識調査」のもの
	関連指標	目標値	計画策定時	達成度 R3. 3末時点	根拠・出典
	DV被害者のうち暴力を受けた後 に相談した人の割合	/	20.70%	21.8% (R2年度)	※数値は令和2年度「横浜市男女共同 参画に関する市民意識調査」のもの
	DV相談件数	/	4,659件	5,117件	
	活動指標	目標値	計画策定時	達成度 R3. 3末時点	根拠・出典
	若者向けデートDV防止講座の 開催数	155コマ (5か年累計)	26コマ	130コマ	※男女共同参画センター横浜における 開催数
	デートDV周知のためのチラシ等 配布数	30,000枚/年	新規指標のため、 現状値なし	9,461枚	

第4次横浜市男女共同参画行動計画 指標進捗状況（令和2年度）

取組分野Ⅲ 指標

取組分野Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進・社会づくり

重点施策Ⅲ 男性中心型労働慣行の見直し等による男性・シニアの育児・家事・介護等参画				
成果指標	目標値	計画策定時	達成度	根拠・出典
			R3. 3末時点	
男性の育児休業取得率	13%	4.2% (25年度)	17.6% (R2年度)	※数値は令和2年度「男女共同参画に関する事業所調査」(横浜市)のもの
女性と男性の家事・育児・介護時間の割合	1対1.5	約1対3 (①男性:2時間40分 ②女性:8時間18分) (共働き世帯・平日26年度)	約1対4 (①男性:1時間13分 ②女性:5時間0分)	※数値は令和2年度「横浜市男女共同参画に関する市民意識調査」(横浜市)のもの
年次有給休暇取得率	70%	新規指標のため現状値なし	60.3% (R2年度)	※数値は令和2年度「男女共同参画に関する事業所調査」(横浜市)のもの
さまざまな地域活動に参加したことがない人の割合(直近3年間)	20%	36.9% (26年度)	48.4% (R2年度)	※数値は令和2年度「横浜市男女共同参画に関する市民意識調査」(横浜市)のもの
関連指標	目標値	計画策定時	達成度	根拠・出典
			R3. 3末時点	
1~4 男性が育児休業を取得することについて、現在、社会や企業の支援は十分と思う市民の割合		13.1% (26年度)	19.4% (R2年度)	※数値は令和2年度「横浜市男女共同参画に関する市民意識調査」(横浜市)のもの
市内に主たる事務所を置く男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うNPO法人の数		62件 (26年7月31日)	77法人	
活動指標	目標値	計画策定時	達成度	根拠・出典
			R3. 3末時点	
「よこはまグッドバランス賞」認定事業所数	225事業所 (5か年累計)	180事業所 (19-26年度までの累計)	674事業所	
女性活躍推進に取り組む企業への支援数	60件 (5か年累計)	4件 (26年度)	146件	※中小企業女性活躍推進事業助成金および専門家派遣の件数
ワーク・ライフ・バランス推進に関するセミナー数	8回	6回	—	※令和2年度は動画配信により実施したため、計測不能
男女共同参画に関する防災講座の参加者数	10,000人 (5か年累計)	約1,750人 (22-26年度平均)	7,106人	※地域における防災講座及び市民防災センターにおけるプログラムの受講者

よこはまグッドバランス賞認定委員会について

1 趣旨

横浜市では、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進を図るために、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス賞」として認定しています。

認定に当たっては、横浜市男女共同参画審議会の部会である「よこはまグッドバランス賞認定委員会」において、審議・決定しています。

【よこはまグッドバランス賞について】

(1) 応募資格

市内に本店又は本社がある従業員数 300 人以下の企業、社会福祉法人、財団法人、社団法人、協同組合、NPO 法人等

(2) 評価の対象となる取組

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 経営者の理念表明と推進体制 | ④ 仕事と育児・介護との両立 |
| ② 長時間労働の是正と休暇取得 | ⑤ 女性活躍の推進 |
| ③ 多様で柔軟な働き方 | ⑥ 働きやすく・働きがいのある職場づくり |

2 委員の選任

学識経験者、市民、事業者のうちから、審議会の会長が指名します。(よこはまグッドバランス賞認定委員会設置要綱第 3 条)

3 委員任期

令和 3 年 8 月 28 日～5 年 8 月 27 日 (2 年間)

4 決定事項に関する審議会との関係

よこはまグッドバランス賞の認定に関して、部会(認定委員会)において審査し、審議会には会議内容を報告します。

5 認定委員会の開催日程(予定)

- ・ 10 月上旬 第 1 回認定委員会
募集状況の報告、審査基準の決定、継続認定企業等の決定
- ・ 11 月中・下旬 第 2 回認定委員会
訪問ヒアリング結果の報告、新規認定企業等の決定、特別賞・継続賞の決定

令和3年度横浜市男女共同参画貢献表彰の選考について

令和3年度の横浜市男女共同参画貢献表彰の選考について、下記のとおり進めます。

1 選考スケジュール（予定）

令和3年 5月31日～7月12日	候補者推薦依頼期間 ※横浜市区局・統括本部及び関係団体へ推薦依頼
10月～11月	審議会委員による事前審査（書類審査）
11月	被表彰者について審議（第2回男女共同参画審議会）
12月	男女共同参画審議会から市長に答申
令和4年 1月	被表彰者決定、記者発表、表彰式実施

2 審査方法

より多様な意見を取り入れた公正な審査、また審議会での効率的な審議を行うため、委員による「書面による事前審査」および「審議会における評価」の2段階にて被推薦者の審査を実施しています。10月～11月に書類での事前審査を依頼しますのでよろしくお願ひします。

3 添付資料

- (1) 横浜市男女共同参画貢献表彰要綱
- (2) 横浜市男女共同参画貢献表彰審査要領

【表彰概要】

1 目的

男女共同参画社会づくりに対する市民の一層の関心と意欲を高め、豊かで活力ある男女共同参画社会の形成に資する

2 対象者

- (1) 本市に在住若しくは在勤・在学する個人又は本市に所在する企業若しくは団体
- (2) もっぱら本市の市域内において活動してきた個人、企業又は団体

3 表彰の区分

- (1) 功労大賞（原則1名又は1団体）
本市における男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成に顕著な功績のあった個人・団体、又は実践的な活動を積み重ね男女共同参画の推進に貢献してきた個人・団体
- (2) 推進賞（原則数名又は数団体）
本市における先駆的、実践的な活動により今後の男女共同参画社会の推進者として活躍が期待できる個人・団体

推薦にあたっての活動参考事例**(1) 功労大賞 (原則、1名又は1団体)**

女性の人権尊重、性別役割分担意識の解消など、多年にわたり本市の男女共同参画社会の推進に貢献してきた個人・団体を表彰します。

(2) 推進賞 (原則、数名又は数団体)

「第5次横浜市男女共同参画行動計画」(令和3年度～令和7年度)の推進に資する実践的な活動により、男女共同参画社会の推進者として今後の活躍が期待できる個人・団体を表彰します。

【参考：第5次横浜市男女共同参画行動計画に基づく主な施策と活動事例】

- 働きたい・働き続けたい女性の活躍推進
例：ロールモデルとして女性登用の推進役や後進育成
例：起業を目指す女性のネットワークを主催
- DV防止とあらゆる暴力の根絶
例：DV、虐待被害等、困難な状況にある人の精神的・経済的自立を支援する活動
- 困難を抱えた女性への自立支援
例：若年無業女性への就労支援活動
例：外国人女性の生活支援
- ライフステージに応じた女性の健康支援
例：女性特有の健康課題（不妊、産後うつ、乳がん等）に関する活動
例：若い世代への性に関する適切な教育に関する活動
- 男性の働き方改革と家事・育児・介護への参画推進
例：男性の育児参加を促進する活動
- 地域・教育における男女共同参画の推進
例：地域防災拠点等における女性の視点を取り入れた先駆的な取組・運営
例：シニア世代による地域子育て支援等 先駆的な取組・運営
例：女性が少ない分野（理工系等）への進路選択機会の支援

【参考】過去の受賞者・受賞団体 ○…個人 ◎…団体

年度	区分	受賞者（敬称略）
令和2年度	功労大賞	○岩城 孝子（公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会 副会長）
	推進賞	○小泉 暁美（NPO 法人 神奈川県視覚障害者情報雇用福祉ネットワーク（View-Net 神奈川） 代表） ◎医療法人 横浜未来ヘルスケアシステム
令和元年度	功労大賞	○高橋 和子（公益財団法人横浜市体育協会 評議員・静岡産業大学 教授） ○松本 和子（特定非営利活動法人ふらっとステーションドリーム 理事長・特定非営利活動法人いこいの家夢みん 副理事長）
	推進賞	○関 治美（新吉田あすなろ連合町内会長） ○防後 優子（城郷地区連合町内会長） ○梁田 理恵子（中区民生委員児童委員協議会会長） ◎横浜市消防団
平成30年度	功労大賞	◎認定NPO法人エンパワメントかながわ ◎認定NPO法人地球市民 ACT かながわ（TPAK） ○平出 田鶴子（社会福祉法人あさひ理事長）
	推進賞	○東 みちよ（一般社団法人スマート・ウィメンズ・コミュニティ代表理事） ◎特定非営利活動法人森ノオト
29年度	功労大賞	○大越 由美子（旭区希望が丘東地区連合自治会副会長） ○大伴 好子（つるみ子育て・個育ちフォーラム運営委員会会長 鶴見区更生保護女性会会長 鶴見区市場下町自治会長）
	推進賞	○武居 和子（横浜市レディース卓球連盟会長） ○藤田 美智子（鶴見区障害児者団体連合会会長） ◎ボランティアいでたち
28年度	功労大賞	○池田 敬子（日本体育大学名誉教授、 一般社団法人全日本ジュニア体操クラブ連盟会長） ○嶋田 昌子（NPO 法人横浜シティガイド協会 副会長）
	推進賞	○小林 由美子（保土ヶ谷区民会議 代表委員） ◎特定非営利活動法人 さくら茶屋にししば
27年度	功労大賞	○有賀 美代（社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会 会長） ○清水 靖枝（長屋門公園歴史体験ゾーン運営委員会 事務局長）
	推進賞	○坂田 静江（横浜農業協同組合 理事）
26年度	功労大賞	○西井 華子（医療法人社団養心会鶴見西井病院 院長・医師）
	推進賞	○岩城 孝子（ひだち屋不動産 代表者） ○小栗 昭子（認定 NPO 法人あっとほーむ 代表理事） ◎株式会社 ダッドウェイ
25年度	功労大賞	○早川 和子（ポリネシア舞踊研究家） ○日浦 美智江（（社福）訪問の家 理事）
	推進賞	○山川 英子（青葉区連合自治会長会 副会長） ◎特定非営利活動法人 親がめ（子育て支援団体）
24年度	功労大賞	○佐伯 輝子（医師、元寿町勤労者福祉協会診療所長）
	推進賞	○近賀 ゆかり（プロサッカー選手） ◎よこはま一万人子育てフォーラム（子育て支援団体） ◎横浜市西消防団（消防団）
23年度	功労大賞	○有馬 真喜子（NPO法人 UN Women(国連女性機関)日本国内委員会理事長） ◎特定非営利活動法人 かながわ女のスペースみずら（DV 被害者等の支援） ◎特定非営利活動法人 女性の家サーラー（DV 被害者等の支援） ◎社会福祉法人 礼拝会（DV 被害者等の支援）
	推進賞	○秦 好子（横浜災害ボランティアバスの会代表理事） ○外山 薫（金沢区災害ボランティアネットワーク代表） ◎特定非営利活動法人 ビーのびーの（子育て支援）

横浜市男女共同参画貢献表彰要綱

制 定 平成23年1月4日 市男女第637号（市民局長決裁）

最近改正 令和3年4月1日 政男女第3号（政策局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市における男女共同参画社会の形成に積極的に取り組み、他の模範として推奨できる個人又は団体を表彰することによって、男女共同参画社会づくりに対する市民の一層の関心と意欲を高め、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に資することを目的とする「横浜市男女共同参画貢献表彰」の実施に必要な事項を定めるものとする。

（表彰の種類・対象）

第2条 市長は、次の各号に該当するもので、相当と認めるものを表彰する。

(1) 功労大賞

本市における男女共同参画社会の形成に向けた気運の醸成に顕著な功績のあった個人・団体、又は実践的な活動を積み重ね男女共同参画の推進に貢献してきた個人・団体。

(2) 推進賞

本市における先駆的、実践的な活動により今後の男女共同参画社会の推進者として活躍が期待できる個人・団体。

2 前項の規定により表彰を受ける者は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 本市に在住、在勤若しくは在学する個人又は本市に所在する企業若しくは団体

(2) もっぱら本市の市域内において活動してきた個人、企業又は団体

3 前項の規定による「個人」には、推薦日から概ね過去1年以内に死亡した故人も含むものとする。

（候補者の推薦）

第3条 次の各号の長は、表彰にふさわしい候補者を市長に推薦することができる。

(1) 横浜市各区局及び統括本部

(2) 横浜市市民協働推進センター

(3) 横浜市男女共同参画推進協会

(4) 横浜市スポーツ協会

(5) 横浜市芸術文化振興財団

(6) よこはまユース

(7) 横浜市国際交流協会

(8) 横浜市社会福祉協議会

(9) 横浜企業経営支援財団

(10) 横浜商工会議所

(11) その他政策局長が必要と認める団体

2 前項の規定により推薦を行う者は、横浜市男女共同参画貢献表彰候補者推薦調書（様式1、様式2）により、推薦するものとする。

（被表彰者の決定）

第4条 市長は、横浜市男女共同参画審議会に諮問し、その答申を踏まえて被表彰者を決定するものとする。

(被表彰者の数)

第5条 この表彰における被表彰者の数は、原則として「功労大賞」を1名または1団体とし、「推進賞」を数名または数団体とする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、毎年度市長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰には記念品を添えることができる。

(表彰の除外)

第7条 次の各号の一に該当するものについては、表彰の対象から除くものとする。

- (1) この要綱による、同一の種類を既に受賞したもの
- (2) 男女共同参画を本務とする市の出資法人及びその法人に現在在職する役員または職員
- (3) 罰金以上の刑に処せられた者。ただし、刑の言渡しの効力が失われたものとされた者を除く。

(事務局)

第8条 表彰に関する事務は、政策局男女共同参画推進課において行う。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施について必要な事項は、政策局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

推薦者	所在地		
	団体名		
	代表者		
記入者	氏名	TEL	— —
	所属部署	FAX	— —
	e-mail		

候補者	<個人の場合>		<団体の場合>	
	ふりがな		ふりがな	
	氏名		団体名	
	性別	生年月日	ふりがな	
	男 ・ 女	年 月 日	代表者名	
	職業		設立年月日	
			年 月 日	
	活動者としての現職		団体の目的	
経歴(職歴等)		構成人員		
		人(うち女性 人、男性 人)		
住所又は所在地				
賞 罰	年月日	賞罰の内容		

※ 推薦調書に記載された個人情報は、本推薦及び表彰に関連する用途に限り使用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき適正な管理を行います。

推薦理由		
横浜市への貢献	横浜市域でどのような貢献や活動をしてきたか、具体的に記載してください。	
主な活動の経歴	年月日	経歴
候補者について下記の項目につき、それぞれ具体的に記載してください。また、候補者の実績や事業内容の資料を添付する場合は、 A4用紙3ページ以内 で提出してください。(新聞記事等含む。)		
項目	ア 貢献度（横浜市の男女共同参画社会の実現に向け、様々な分野で自ら積極的に活動してきた、また後進の育成に努めてきたなど、大きく貢献しているか）	
	イ 成果・影響度（活動の業績が顕著であり、社会に大きな影響を与えてきたか）	
	ウ 先駆性（女性（男性）の少ない分野に挑戦するなど、女性（男性）の新たな社会参画を支援するものであるか）	
	エ アピール度（本表彰を受賞することにより、男女共同参画の推進の事例として人々に訴えかけるものであるか）	

(第3条第2項)
(様式2)

横浜市男女共同参画貢献表彰候補者推薦調書【推進賞】

(記入日) 年 月 日

推薦者	所在地		
	団体名		
	代表者		
記入者	氏名	TEL	— —
	所属部署	FAX	— —
	e-mail		

候補者	<個人の場合>		<団体の場合>	
	ふりがな		ふりがな	
	氏名		団体名	
	性別	生年月日	ふりがな	
	男 ・ 女	年 月 日	代表者名	
	職業		設立年月日	
	活動者としての現職		年 月 日	
	経歴(職歴等)		団体の目的	
住所又は所在地		構成人員		
		人(うち女性 人、男性 人)		
賞 罰	年月日	賞罰の内容		

※ 推薦調書に記載された個人情報は、本推薦及び表彰に関連する用途に限り使用し、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づき適正な管理を行います。

推薦理由		
横浜市への貢献	横浜市域でどのような貢献や活動をしてきたか、具体的に記載してください。	
主な活動の経歴	年月日	経歴
候補者について下記の項目につき、それぞれ具体的に記載してください。また、候補者の実績や事業内容の資料を添付する場合は、A4用紙3ページ以内で提出してください。(新聞記事等含む。)		
項目	ア 先導度 (女性 (男性) が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルであるか)	
	イ 成果・期待度 (活動の業績が十分にあり、今後も発展的に活躍することが期待できるか)	
	ウ 先駆性 (女性 (男性) の参画があまり進んでいない分野でのチャレンジなど、女性 (男性) にとって先駆的なチャレンジであるか)	
	エ アピール度 (本表彰を受賞することにより、男女共同参画の推進の事例として人々に訴えかけるものであるか)	

横浜市男女共同参画貢献表彰審査要領

1 目的

この要領は、横浜市男女共同参画貢献表彰の被表彰者の決定を行うにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 審査方法

被表彰者の審査は、次の手順により行うものとする。

(1) 横浜市男女共同参画審議会での審査

ア 書面による事前評価

横浜市男女共同参画審議会(以下「審議会」)の委員は、この要領の評価及び審査項目の視点から事前に評価を行い、事前評価表(別紙1)に記載して事務局へ提出する。

イ 審議会における評価

審議会は、審議会委員の事前評価を参考に、候補者について審査し、その結果を市長へ報告(答申)する。

(2) 被表彰者の決定

市長は、審議会の審査内容をもとに、被表彰者を決定する。

3 評価及び審査項目

(1) 功労大賞

ア 貢献度 (横浜市の男女共同参画社会の実現に向け、様々な分野で自ら積極的に活動してきた、また後進の育成に努めてきたなど、大きく貢献しているか)

イ 成果・影響度 (活動の業績が顕著であり、社会に大きな影響を与えてきたか)

ウ 先駆性 (女性(男性)の少ない分野に挑戦するなど、女性(男性)の新たな社会参画を支援するものであるか)

エ アピール度 (本表彰を受賞することにより、男女共同参画の推進の事例として人々に訴えかけるものであるか)

(2) 推進賞

ア 先導度 (女性(男性)が自らもチャレンジしたいと思うような身近なモデルであるか)

イ 成果・期待度 (活動の業績が十分にあり、今後も発展的に活躍することが期待できるか)

ウ 先駆性 (女性(男性)の参画があまり進んでいない分野でのチャレンジなど、女性(男性)にとって先駆的なチャレンジであるか)

エ アピール度 (本表彰を受賞することにより、男女共同参画の推進の事例として人々に訴えかけるものであるか)

4 その他(審査からの除斥)

審査会の委員が、表彰の候補となっている個人の親族または団体の構成員である場合、当該委員は、その年度の表彰の審査には参加できないこととする。なお、除斥の要件にあてはまる場合、委員は、あらかじめ申出書(別紙2)により、その旨を委員長に申し出なければならない。